

総務委員会資料

平成27年1月23日

報 告 川崎市議会議員選挙・神奈川県議会議員選挙・
神奈川県知事選挙の概要について

資料1 平成27年4月12日執行川崎市議会議員選挙・神奈川県
議会議員選挙・神奈川県知事選挙の概要

選挙管理委員会事務局

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(9) 任期満了日	平成27年5月2日 (法258、自治法93)	平成27年4月29日 (法258、自治法93)	平成27年4月22日 (法259、自治法140)
(10) 選挙期日	平成27年4月12日(日)(特例法1)		
(11) 選挙期日の告示	平成27年4月3日 (特例法2、法33⑤)	平成27年4月3日 (特例法2、法33⑤)	平成27年3月26日 (特例法2、法33⑤)
(12) 立候補届出期間	平成27年4月3日(告示日)のみ(法86の4)	平成27年4月3日(告示日)のみ(法86の4)	平成27年3月26日(告示日)のみ(法86の4)
(13) 立候補の方法	候補者又はその推薦人が郵便等によることなく、文書で選挙長に届け出る。 (法86の4①②)		
(14) 投票方法	投票用紙(薄オレンジ色地に黒字印刷)に候補者1人の氏名を自書する。(法46①)	投票用紙(白色地に黒字印刷)に候補者1人の氏名を自書する。(法46①)	投票用紙(薄黄色地に黒字印刷)に候補者1人の氏名を自書する。(法46①)
(15) 期日前投票期間	告示日の翌日(4月4日)から選挙期日の前日(4月11日)まで (法48の2、48の2③読替法39)	告示日の翌日(3月27日)から選挙期日の前日(4月11日)まで (法48の2、48の2③読替法39)	
(16) 不在者投票期間	告示日の翌日(4月4日)から選挙期日の前日(4月11日)まで(法49、令56～59の5の2)	告示日の翌日(3月27日)から選挙期日の前日(4月11日)まで(法49、令56～59の5の2)	
	ただし、投票用紙等の交付請求は、告示日前からできる(郵便等投票のための請求は、選挙期日前4日(4月8日)まで) (令59の4)		
(17) 当選人決定方法	得票の多い順に選挙すべき数まで(ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。)(法95①Ⅲ)	得票の多い順に選挙すべき数まで(ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。)(法95①Ⅲ)	有効投票の最多数を得た者(1人)をもって当選人とする。(ただし、法定得票数に達しなかった者は除く。)(法95①Ⅳ)
(18) 供託金	50万円(法92①Ⅴ)	60万円(法92①Ⅲ)	300万円(法92①Ⅳ)
(19) 供託金の没収	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{10}$ に達しない者 (法93①Ⅲ)	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{10}$ に達しない者 (法93①Ⅲ)	有効投票総数 $\times \frac{1}{10}$ に達しない者 (法93①Ⅳ)
(20) 法定得票数	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{4}$ 以上(法95①Ⅲ)	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \frac{1}{4}$ 以上(法95①Ⅲ)	有効投票総数 $\times \frac{1}{4}$ 以上(法95①Ⅳ)
2 選挙運動			
(1) 選挙事務所	1箇所(法131①Ⅴ)	1箇所(法131①Ⅴ)	2箇所(法131①Ⅳ、令109②、別表4)
(2) 自動車・船舶	1台(隻)(供託金没収者を除き自動車の費用公費負担)(法141①Ⅰ⑧、市公費負担条例)	1台(隻)(供託金没収者を除き自動車の費用公費負担)(法141①Ⅰ⑧、県公費負担条例)	1台(隻)(供託金没収者を除き自動車の費用公費負担)(法141①Ⅰ⑧、県公費負担条例)
(3) 拡声機	1そろい(携帯用のものを含む)。ただし、個人演説会の開催中は、その会場において別に1そろい使用できる。(法141①)		
(4) 選挙運動用通常葉書	4,000枚(郵送料無料) (法142①Ⅴ)	8,000枚(郵送料無料) (法142①Ⅳ)	77,500枚(郵送料無料) (法142①Ⅲ)
(5) 選挙運動用ピラ	制度なし	制度なし	2種類以内 300,000枚以内 29.7cm×21cm以内(供託金没収者を除き作成費用公費負担)(法142①Ⅲ、⑧⑩、県公費負担条例)

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(6) 選挙運動用ポスター (42cm×30cm以内、タブロイド型)	ポスター掲示場ごとに1枚(供託金没収者を除き作成の費用公費負担)(法143①V④⑮、144④、144の2⑧、市ポス掲条例、市公費負担条例) 【ポスター掲示場設置数】 川崎区229、幸区152、中原区209、高津区188、宮前区180、多摩区191、麻生区153、市計1,302	ポスター掲示場ごとに1枚(供託金没収者を除き作成の費用公費負担)(法143①V④⑮、144④、144の2⑧、県ポス掲条例、県公費負担条例)	ポスター掲示場ごとに1枚(供託金没収者を除き作成の費用公費負担)(法143①V③⑮、144④、県公費負担条例)
(7) 個人演説会告知用ポスター (42cm×10cm以内)	制度なし(選挙運動用ポスターを利用して告知することができる。)	制度なし(選挙運動用ポスターを利用して告知することができる。)	ポスター掲示場の選挙運動用ポスターの掲示区画にあわせて1枚だけ(供託金没収者を除き作成の費用公費負担)(法143①IVの2③⑪⑫⑮、県公費負担条例)
(8) 個人演説会の開催	回数制限なし。 ただし、公営施設使用の演説会は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする。 (法161、163、164)	回数制限なし。 ただし、公営施設使用の演説会は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする。 (法161、163、164)	回数制限なし。 ただし、公営施設使用の演説会は、開催日前2日までに施設所在地の区選挙管理委員会に申出をする。 会場前には、県選管の交付する表示板を取付けた立札又は看板を必ず1枚は掲示 (法161、163、164、164の2①②)
(9) 街頭演説	(標旗) 1流 交付された標旗を掲げ、その場にとどまって行う。 (法164の5①I②③) (時間) 午前8時から午後8時まで(法164の6①)		
(10) 乗車・乗船章	4枚 (法141の2)		
(11) 選挙運動員章	11枚 (法164の7)		
(12) 新聞広告	2回以内(有料) 横9.6cm 縦2段組以内 (法149④、規則19①)	2回以内(有料) 横9.6cm 縦2段組以内 (法149④、規則19①)	4回以内(無料) 横9.6cm 縦2段組以内 (法149④⑥、規則19①)
(13) 政見放送	制度なし (実施できない。)	制度なし (実施できない。)	①放送回数 計8回(無料) NHKテレビ2回、ラジオ2回 (民放) テレビ神奈川3回、ラジオ日本1回(法150③、令111の4④、実施規程2⑤⑥⑦、別表1) ②放送時間 1回当たり5分30秒以内 (実施規程3)

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(14) 経 歴 放 送	制度なし (実施できない。)	制度なし (実施できない。)	① 放送回数 ア NHKテレビ1回(法 151 ②) イ NHK ラジオ概ね 5 回 (法 151②) ウ テレビ政見放送を行 う際の経歴放送 NHK2 回 テレビ神奈川 3 回(法 151③) エ ラジオ政見放送を行 う場合の経歴の紹介 NHK2 回 ラジオ日本 1 回(NHK の 2 回は、イの回数で 2 回 と計算される。)(実施規 程 4③、取扱規程 4⑤) ② 放送時間 1 回当たり 30 秒以内(実 施規程 4②、取扱規程 4②)
(15) 選 挙 公 報	写真掲載 告示日に申請 (選挙人名簿に登録された 者の属する各世帯に配布) (法 172 の 2、市公報条例)	写真掲載 告示日に申請 (選挙人名簿に登録された 者の属する各世帯に配布) (法 172 の 2、県公報条例)	写真掲載 告示日から 2 日間に申請(選挙人名簿に登 録された者の属する各世帯 に配布)(法 167①、168①、 170)
(16) 候 補 者 の 氏 名 等 掲 示	① 投票所における掲示 ア 投票記載台に候補者氏名及び党派別を掲示 イ 区選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めた順序により掲示 (法 175①③) ② 期日前投票所及び区選挙管理委員会委員長が管理する不在者投票記載場所におけ る掲示(告示日の翌日から選挙期日の前日まで) ア 投票記載台に候補者氏名及び党派別を掲示 イ 区選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定めた順序により掲示 (法 175②⑤)		
(17) 特 殊 乗 車 券	制度なし	制度なし	県内に通用する無料特殊 乗車券 15 枚(法 176、国土 交通省告示)
(18) 選 挙 運 動 費 用 の 支 出 制 限 額	選挙区内選挙人名簿登録者数 選挙区内議員定数 ×149 円 + 370 万円 ↓ ↓ (人数割) (固定額) (法 194、令 127)	選挙区内選挙人名簿登録者数 選挙区内議員定数 ×83 円 + 390 万円 ↓ ↓ (人数割) (固定額) (法 194、令 127)	選挙区内選挙人名簿登録者数 ×7 円 + 2,420 万円 ↓ ↓ (人数割) (固定額) (法 194、令 127) (令 127②)
(19) 報 酬 を 支 給 す る こ と が で き る 事 務 員、車 上 運 動 員 及 び 手 話 通 訳 者 の 数	立候補者の届出のあった 日から選挙期日の前日まで の間で、あらかじめ届出を した者。1 候補者につき 1 日 12 人。 ただし、異なる者の使用 数は通算して 60 人以内(事 務員、車上運動員(いわゆる うぐいす嬢)及び手話通訳 者に限る。)(法 197 の 2 ②⑤、令 129③⑦)	立候補者の届出のあった 日から選挙期日の前日まで の間で、あらかじめ届出を した者。1 候補者につき 1 日 12 人。 ただし、異なる者の使用 数は通算して 60 人以内(事 務員、車上運動員(いわゆる うぐいす嬢)及び手話通訳 者に限る。)(法 197 の 2 ②⑤、令 129③⑦)	立候補者の届出のあった 日から選挙期日の前日まで の間で、あらかじめ届出をし た者。1 候補者につき 1 日 50 人。 ただし、異なる者の使用数 は通算して 250 人以内(事 務員、車上運動員(いわゆる うぐいす嬢)及び手話通訳者 に限る。)(法 197 の 2②⑤、令 129③⑦)
(20) 後 援 団 体 等 の 寄 附 禁 止	後援団体の選挙区内の者への寄附は、一部例外を除き、時期を問わず禁止されている が、選挙期日前の一定期間は、一部例外のうちの設立目的により行う行事又は事業に関 する寄附も禁止。候補者の自分の後援団体(資金管理団体を除く。)への寄附は、選挙 期日前の一定期間禁止。 選挙期日前の一定期間とは、選挙の期日前 90 日(1 月 12 日)から選挙期日(4 月 12 日)まで (特例法 6、法 199 の 2、199 の 5)		

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(21) 候補者等の政治活動用ポスター掲示の禁止	任期満了の日の6月前の日（平成26年11月2日）から選挙期日（4月12日）まで	任期満了の日の6月前の日（平成26年10月29日）から選挙期日（4月12日）まで	任期満了の日の6月前の日（平成26年10月22日）から選挙期日（4月12日）まで
(22) 政党等の政治活動用ポスター掲示の禁止	候補者の氏名又は氏名類推事項が記載された政党等の政治活動用ポスターについては、告示日に撤去しなければならない。 (法201の14①)		
3 政治活動			
(1) 確認団体の要件	市内各選挙区を通じて3人以上の所属候補者を有する政治団体(法201の8①)	県内各選挙区を通じて3人以上の所属候補者を有する政治団体(法201の8①)	神奈川県知事選挙の所属候補者又は支援候補者を有する政治団体(法201の9①)
(2) 確認書の交付申請	市選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。(法201の8②)	県選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。(法201の8②)	県選挙管理委員会に申請して確認書の交付を受ける。(法201の9③)
(3) 政談演説会	所属候補者の4倍に相当する回数開催できる。 (法201の8①I) 開催に当たっては、市選管に届け出なければならない。 (法201の11②)	所属候補者の4倍に相当する回数開催できる。 (法201の8①I) 開催に当たっては、県選管に届け出なければならない。 (法201の11②)	衆議院(小選挙区選出)議員の1選挙区ごとに1回(計18回)開催できる。 (法201の9①I) 開催に当たっては、県選管に届け出なければならない。 (法201の11②)
(4) 街頭政談演説	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。(法201の8①II)	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。(法201の8①II)	政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲で開催できる。(法201の9①II)
(5) 政治活動用自動車(政策の普及宣伝[機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む]、演説の告知用)	確認団体の本部及び支部を通じて1台。所属候補者が3人を超える場合は、その超える数が5人を増すごとに1台追加 (法201の8①III)	確認団体の本部及び支部を通じて1台。所属候補者が3人を超える場合は、その超える数が5人を増すごとに1台追加 (法201の8①III)	確認団体の本部及び支部を通じて1台。 (法201の9①III)
(6) 政治活動用ポスター(85cm×60cm以内)	1選挙区ごとに100枚以内。その選挙区の所属候補者が1人を超える場合、その超える数が1人を増すごとに50枚追加 (法201の8①IV)	1選挙区ごとに100枚以内。その選挙区の所属候補者が1人を超える場合、その超える数が1人を増すごとに50枚追加 (法201の8①IV)	衆議院(小選挙区選出)議員の1選挙区ごとに500枚以内(計9,000枚) (法201の9①IV)
(7) 立札・看板の類の掲示(規格制限なし)	① ア 政談演説会告知用として1政談演説会ごとに通じて5枚以内 イ 政談演説会の会場内で使用するもの ※アには、市議選にあっては市選挙管理委員会、県議選及び知事選にあっては県選挙管理委員会の定める表示をしなければならない。(法201の11⑧) ② 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの(枚数制限なし)(法201の8①V、201の9①V)		
(8) ビラの頒布	市選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内 (法201の8①VI)	県選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内 (法201の8①VI)	県選挙管理委員会に届け出たもの2種類以内 (法201の9①VI)
(9) 拡声機(政策の普及宣伝[機関紙誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含む]、演説の告知用)	政談演説会の会場、街頭政談演説の場所及び政治活動用自動車の車上における使用のみできる。(法201の8①IIIの2、201の9①IIIの2)		
(10) 機関新聞紙、機関雑誌の発行	確認団体の本部において直接発行し、通常の方法で頒布するもので、市議選にあっては市選挙管理委員会、県議選及び知事選にあっては県選挙管理委員会に届け出たもの各1に限られ、かつ、号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除いたもの(通常の方法について、読み替え規定等あり。)(法201の15①)		

項 目	川崎市議会議員選挙	神奈川県議会議員選挙	神奈川県知事選挙
(11) 連呼行為	政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所並びに午前8時から午後8時までの間に限り、政治活動用自動車の上においてする場合のみできる。(法201の13①1)		
(12) 掲示又は頒布する文書図画の特定候補者の氏名等掲載の禁止	新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法を除き、特定の候補者の氏名及び氏名類推事項の記載は禁止される。 (法201の13①Ⅱ)		
(13) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布の禁止	政談演説会の会場においてする場合並びに次の公共建物、文書図画及び頒布方法を除き、禁止される。 ア 公共の建物等 : 職員住宅、公営住宅 イ 文書図画 : 新聞紙及び雑誌 ウ 頒布方法 : 郵便等又は新聞折込みによる方法 (法201の13①Ⅲ)		
4 参考事項			
(1) 投票率	前回(平成23年4月10日執行) 46.11%	前回(平成23年4月10日執行) 川崎市 46.02% 神奈川県 47.49%	前回(平成23年4月10日執行) 市 46.19% 県 45.24%
(2) 立候補者数	前回 81人 (総定数60人)	前回 市26人 (市内定数17人)	前回 4人
(3) 投票速報確定時刻	前回 4月10日午後9時20分	前回 川崎市 4月10日午後9時20分 神奈川県 4月10日午後9時41分	前回 川崎市 4月10日午後9時20分 神奈川県 4月10日午後9時41分
(4) 開票速報確定時刻	前回 4月11日午前0時31分	前回 川崎市 4月11日午前0時07分 神奈川県 4月11日午前1時25分	前回 川崎市 4月11日午前0時31分 神奈川県 4月11日午前1時25分
(5) 不在者投票施設	病院 59、老人ホーム 108、身体障害者支援施設 4、保護施設 1、 刑事施設・少年院等 0 計 172 (平成26年11月14日現在)		
(6) 直接請求署名収集禁止期間	選挙の期日前60日(平成27年2月11日)から選挙の期日(4月12日)までの間 (特例政令2、自治令92⑤)		

前回（第17回統一地方選挙・平成23年4月10日）と変わった事項

項 目	今 回（第18回）	前 回（第17回）	備 考
1 共通事項			
(1) 投票区	162箇所	162箇所	±0箇所
(2) 選挙人名簿登録者数	1,167,620人 平成26年12月2日定時登録	1,139,673人 平成23年3月2日定時登録	+27,949人
(3) ポスター掲示場	1,302箇所	1,293箇所	+9箇所
(4) 不在者投票施設	172施設 (平成26年11月14日現在)	152施設 (平成23年2月18日現在)	+20施設
(5) 投票所入場券	投票所入場整理券として封書により世帯毎にまとめて郵送	投票所案内はがきとして選挙人個々に郵送	
(6) 成年被後見人の参政権	欠格条項を削除し、選挙権及び被選挙権を回復	選挙権及び被選挙権を有しない	
(7) 代理投票の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・代理投票の要件 心身の故障その他の事由により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない選挙人 ・補助者の選定 投票所の事務に従事する者のうちから定める 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理投票の要件 身体の故障又は文盲により自ら公職の候補者の氏名等を記載することができない選挙人 ・補助者の選定 投票立会人の意見を聴いて、補助すべき者の承諾を得て定める 	
2 選挙運動 インターネット等を利用する方法による選挙運動	一定の選挙運動が解禁 <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト等によるもの ・(候補者、確認団体に限り)電子メールによるもの ・確認団体による当該団体の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料インターネット広告の掲載 	インターネット等を利用する方法による選挙運動は、文書図画の頒布にあたるものとして規制	
3 神奈川県議会議員選挙 定数	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県議会議員の定数 105 (川崎市川崎区選挙区の定数 2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県議会議員の定数 107 (川崎市川崎区選挙区の定数 3) 	-2 -1